

みんなであまを

きれいに掃除する運動

秋の一斉清掃参加団体を募集

11/10(日)

「みんなであまをきれいに掃除する運動」(秋の一斉清掃)を行うため、町会・自治会、事業所等皆さんの積極的なご参加をお願いします。

ごみやたばこの吸殻のポイ捨て

てのない快適なまちづくりを進めるため、町会・自治会、事業所等皆さんの積極的なご参加をお願いします。

時 11月10日(日) ※雨天の場合、11月17日(日)に延期
内 区内の歩道・公園などの清掃活動※ご家庭や事業所から出たごみ、粗大ごみ、マンシヨン敷地内の剪定枝などは収集できません。
環境保全課環境美化係
☎(3647)9373

会合などに区民館のご利用を

地域のコミュニティ活動をサポート

区民館は各種会合やグループ活動など、区民の皆さんの自主的な活動の場、コミュニティの場として、気軽にご利用できる施設です。ただし、営利を目的とする利用はできません。

「使用区分」午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～5時)、夜間(午後6時～9時半)

「休館日」月曜(祝日の場合はその翌日も休館)、祝日、年末年始

「利用の1か月前から前日まで」に使用料を添えて、利用する施設の出張所窓口(枝川・東陽は区民館)へ直接申し込み。

「老人の日」は無料開放

毎月5・15・25日(休館日)

区民館一覧

区民館名	住所	室名	定員(人)	申込受付時間	
富岡区民館 (出張所内) ☎3642-8306	富岡1-16-12	ホール	100	月～金曜8:30～17:00(祝日、年末年始を除く)	
		第1洋室	35		
		第2洋室	35		
		和室	25		
豊洲区民館 (出張所内) ☎3531-6316	豊洲5-5-1-101	第1洋室	30		
		第2洋室	45		
		第3洋室	45		
小松橋区民館 (出張所内) ☎5606-5581	扇橋2-1-5	タウンホール	175		火～日曜8:30～17:00(休館日を除く)
		第1洋室	70		
		第2洋室	70		
		第3洋室	45		
		第1和室	60		
砂町区民館 (出張所内) ☎3644-2181	北砂4-7-3	タウンホール	150		
		和室	40		
南砂区民館 (出張所内) ☎3640-5355	南砂6-8-3	ホール	120		
		第1洋室	45		
		第2洋室	45		
枝川区民館 ☎3647-6852	枝川3-6-16	ホール	110		
		第1洋室	35		
		第2洋室	35		
東陽区民館 ☎3645-8651	東陽3-1-2	タウンホール	150		
		洋室	30		
		和室	40		

除く午前9時～午後5時)は「老人の日」として、和室を無料開放しています。

利用方法など詳細は、お近くの区民館(併設区民館は出張所)へお問い合わせください。

土のうを配付

もしものときの浸水被害に備えて

「土のう」は区指定日に配付

区では浸水被害を防ぐため、6～10月に毎月「土のう」を保管希望者に配付しています。台風接近時等の当日を含む直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。



▲万一に備え、ご利用ください

「8月受付分の配付日」9月2日(月)以降の区が指定する日
「8月26日(月)までに電話

で河川公園課工務係
☎(3647)2538

幼児を持つ親の学級

「はじめての子育て」参加者募集

秋コース

幼児期のこどもの成長や親の役割について学びます。子育ての悩みなどを話し合い、情報交換し、学級通信をつくりまします。親子のソーシャルスキルトレーニングです。

時 9月5日～10月31日(木曜全9回)午前9時半～11時半
場 青少年センター(亀戸7-41-16)区内在住、幼児の親で、原則全回参加できる方25人(抽選)費 おやつ代と教材費合計1,000円

「こどもとくらす」「みんなはどうしているんだろう」「守られ大切にされていること」「食べる喜びを育てる」(実習)

「幼稚園、保育園どうやって選んだの?」「おはなし・絵本と

のであい」「病気とケガへの対応」師 伊藤三枝子(臨床心理士)、図書館ボランティア、区民女性、山本正子(助産師)、東京第一友の会城東方面ほか保

1歳3か月～就園前25人※1歳3か月未満のこどもは学習室で学習者本人がみながらの参加

「8月19日(月)消印有効」はがきに①「幼児を持つ親の学級」②郵便番号・住所③氏名(ふりがな)④性別⑤電話番号⑥一時保育希望の有無⑦同伴するこどもの名前・ふりがな・性別・生年月日を記入し、〒135-8383教育委員会事務局庶務課社会教育担当へ

※区ホームページからも申し込み可
☎(3647)9676

人権週間に向けて①

みんなが幸せに生きるための人権

皆さんは「人権」と聞いて、自分とは関係のないものだと思われていませんか。「人権」とは、生まれながらに誰もが持っている、人が幸せに生きるための権利で、私たちの日々の生活を支える、とても身近なものです。

普段は意識することはあまりないかもしれませんが、傷つき奪われた時に初めて、「人権」の大切さを実感するものなのかもしれません。

世界共通の人権として

かけがえない多くの命が失われた第二次世界大戦後、二度とこのような悲劇が起こらないようにと、1948年(昭和23年)に国連で「世界人権宣言」が採択されました。この世界人権宣言には、すべての人民と国とが達成すべき共通の基準として「人権」とは何かを示されています。

そして、この宣言が採択された12月10日は人権デーと定められ、日本では12月4日から10日までを「人権週間」と位置づけています。

尊いからこそ大切にしたい

このように現代に根づいた人権は、たった65年前に確立されたばかりの新しい考えです。不当な苦しみや悔しさ

を繰り返さないために、人類が知恵を絞って創り出した尊いものです。

しかしながら、私たちは往々にして、自分と同じようにほかの人にも人権があることを忘れがちです。

わたしの人権、他人の人権

特に近年、当事者が自分の人権だけを主張し合う「人権と人権の衝突」といわれる、新たな問題が生じています。個人と個人の人権がぶつかった時、「公共の利益、すなわち「他の人々の人権」への配慮なしでは、多様化する社会の中で共に生きていくことは困難です。

他人の痛みを分かち合う

相手の立場に身を置いて想像する力は、互いの人権を認め合う第一歩になります。そして、他者の痛みを分かち合い共感できる心が、支え合うための大きな助けとなります。

人とのつながりを感じながら毎日幸せに暮らすために何ができるのか、身近なことから人権について考えてみましょう。

人権推進課人権推進担当
☎(3647)1164